

新型コロナウイルス感染症の影響等による短期貸付金制度について

○新型コロナウイルス感染症の影響による短期貸付金制度とは

公立大学法人金沢美術工芸大学新型コロナウイルス感染症の影響等による短期貸付金（以下「貸付金」）は、アルバイト収入の減少等により経済的に困っている本学の学生に対し、本学が当面の間必要とする資金を一時的に貸付ける措置を講ずることで、学業の継続を支援することを目的とした制度です。

○貸付について

①対象者

本学の正規課程の学部生及び大学院生とします。

②貸付額

1回あたり5万円を限度に1万円単位で貸付を行います。

③貸付回数

3回（通算限度額15万円）を限度とします。

④申請期間

令和2年5月13日から令和2年12月18日までとします。

⑤申請方法

貸付を希望する学生は、短期貸付金申請書（様式1）を事務局へ提出してください。

⑥貸付の可否

大学は、提出された申請書等から審査を行い、貸付の可否を書面でお知らせします。

貸付が可となった方には、借用書（様式2）を併せて送付いたします。

⑦貸付金の交付

借用書を記入の上、事務局へ提出してください。

受理後に申請書に記入された振込口座に一括で入金します。

⑧返済方法

貸付金の返済期日は令和4年3月1日までとします。

（注）ただし、令和2年4月1日現在において、学部4年生、修士課程2年生、博士後期課程3年生の方の返済期日は令和3年3月1日までとなります。

返済は借用書に記載のとおりとし無利子とします。

また、休学、退学等の学籍の異動等があった場合は、速やかに貸付金の金額を返済してください。